

平成30年度 第2回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年5月7日(月) 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 会 長 | 大串 俊實 | 副会長 | 古賀 健則 |
| 1 番委員 | 井上 高 | 2 番委員 | 江頭 幸典 |
| 3 番委員 | 澁谷 喜壽 | 4 番委員 | 岸川 満子 |
| 5 番委員 | 山中 康一 | 6 番委員 | 武富 直樹 |
| 7 番委員 | 北原 靖章 | 8 番委員 | 藤瀬 宏 |
| 9 番委員 | 岸川 正基 | 10 番委員 | 浪瀬 眞理子 |
| 11 番委員 | 横町 一 | | |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (15件)

議案第1号～3号

農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積

計画の決定について (22件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 納富智浩

主事 藤瀬貴之

6. 会議の概要

局長

只今から平成30年度第2回総会を開会いたします。
はじめに、大串会長よりご挨拶をお願いいたします。

局長

本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。

それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大串会長にお願いします。

議長

これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。

江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは、6番武富委員、7番北原委員にお願いします。

議長

なお、本日の会議書記には事務局職員の藤瀬主事を指名いたします。

議長

それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは報告第1号をご覧ください。

今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、15件です。

【報告第1号、1番から15番朗読後、説明】

事務局

以上、受付番号1番から15番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。
(質問、意見なし)

| | |
|-------|---|
| 副会長 | 三番目の済木さんは、相続人代表ではないか。 |
| 事務局 | 相続人代表であり記載漏れです。 |
| 議長 | <p>それでは、日程第2、議案第1号から3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>今月の農地法第3条の許可申請は、3議案でございます。</p> <p>議案第1号、3号は賃貸借に関する件、2号は、無償移転に関する件であります。</p> <p>【議案第1号から3号朗読後、説明】</p> |
| 事務局 | <p>議案第1号から3号は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械。労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号を藤瀬委員に、議案第2号を浪瀬委員に、議案第3号を岸川委員に、お願いします</p> |
| 8番委員 | 第1号議案について新規とあるが実質的な再設定です。認定農家でなくなったため3条で新規設定を行い本人の経営能力を考えながら更新する為5年に設定した要件を満たしている。 |
| 10番委員 | 第2号議案について数年前から直さんとお嫁さんで田畑についても耕作整理されている為問題ない |
| 9番委員 | 第3号議案についてバイパスの下で作りにくい所であるが麦を作付けしてあり何ら問題ない |

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明、及び地区担当委員の説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは、採決に移らせていただきますが3条許可申請は3議案ございます。議案1号から議案第3号を一括して採決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしの意見をいただきましたので議案第1号から議案3号を一括して採決いたします。議案1号から3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号から3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第4号の議案書をご覧ください。

江北町長より平成30年5月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権再設定の計画が7件、利用権新規の計画が15件です。

面積は利用権再設定が47,237平方メートル利用権新規が156,367平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

| | |
|--------|--|
| 議長 | ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 |
| | それでは、受付番号 8 番を古賀委員に、受付番号 1 番を井上委員に、6 番、11 番から 17 番 19 番から 21 番を江頭委員に、受付番号 7 番 18 番を武富委員に、受付番号 3 番から 5 番を北原委員に、受付番号 10 番を藤瀬委員に、受付番号 19 番から 22 番を岸川委員に受付番号 2 番 9 番を委浪瀬委員にお願いします。 |
| 副会長 | 議案第 8 号は賃貸借の新規の案件で解約との関連現場であり管理をしてあり何ら問題ありません |
| 1 番委員 | 議案第 1 号は賃貸借の再設定の案件で管理されており何ら問題ありません。 |
| 2 番委員 | 議案第 6 号は賃貸借の再設定の案件で現在を麦耕作してある。 議案 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 19. 20. 21 号は賃貸借の新規の案件ですべて麦が耕作されており問題ない |
| 4 番委員 | 議案第 8 号は賃貸借の新規の案件で現在麦が耕作してありなんら問題ないと思われます。 |
| 6 番委員 | 議案第 7 号は賃貸借の再設定の案件で麦と玉葱を耕作していた。議案第 18 号は賃貸借新規の案件で現在麦を耕作されておりなんら問題ないと思われます。 |
| 7 番委員 | 議案第 3 号は賃貸借の再設定の案件で石井さんの表作の大豆転作の関係上期間借地として 1 年間行う。表作の為の一年議案第 4 号は賃貸借の再設定の案件で大豆が来たので 1 年契約をおこなう。議案第 5 号は通年の小作契約世代交代の為 2 年に設定してある。麦を耕作しており問題ないと思われる。 |
| 8 番委員 | 議案第 10 号は賃貸借の新規の案件で現地調査の結果すべての要件を満たしている |
| 9 番委員 | 議案第 19. 20. 21. 22 号は賃貸借の新規の案件で麦を耕作しており何ら問題ないと思われます。 |
| 10 番委員 | 議案第 2 号は賃貸借の新規の案件で麦は作ってなかったが表作の準備をしていた議案第 9 号は賃貸借の新規の案件で現在麦を作っており問題ないと思います。 |

議長

ありがとうございました。
それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

議案第4号については、北原委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いします。

北原委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(北原委員 退席)

議長

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(北原委員 着席)

議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

7番委員

相続の手続きを取られていないところが多くなってきている問題はどうか対処すべきか。

事務局

相続については、強くいえない
貸付けについて同意がいらなくなるよう法が変わる一緒に住んでいる方でできる利用権設定をする場合代表者で良くなる。7月くらいから。

副会長

言いにくいところがある相談に来てくれればいいが。

| | |
|--------|---|
| 2 番委員 | 相手に相続についてどうするか聞いてみたところどうするべきか反対に聞かれたことがあった。相続について相手に話してもいいのではないか |
| 事務局 | 気付いた分については言っているその際に考えてくれる方が 3 割程度いる。 もめない為にも相続をするよう家族で話し合うよう勧める。 |
| 事務局 | 全国では、3 割程度未相続していない この問題の為代表者による利用権の設定ができるようになる。 |
| 武富委員 | 代表者は、誰でもいいのか。 |
| 事務局 | 相続の関係人であればよい。 納税管理者を定める必要がある為その方が代表者になるケースがうちでは多い。 |
| 副会長 | 農業委員会は通っていたが登記をしていないことがあった |
| 事務局 | 農業委員会は、許可の発行のみで勘違いをしている方もいる。 気付いた時にはやく相続するよう勧めてください。 |
| 浪瀬委員 | 農地法 18 条解約について返したくないというトラブルがあるか。 |
| 事務局 | 今のところない。 今回の江頭委員の所について中間管理にした方がいいと説明等して合意解約になった。 |
| 2 番委員 | 公社の支払時期について 12 月の半ばに地主さんへ支払できないか。 |
| 事務局 | 12/25 日の支払いの為去年から公社の方に申し立てはいる。 |
| 副会長 | せめて 20 日くらいまでにならないか |
| 議長 | 文言に書いてあるのか。 |
| 局長 | 書いてある。ただし 25 日までと書いてある。 |
| 10 番委員 | 25 日でなければ公社の事務処理上たて替えなければいけない。 |

| | |
|------|--|
| 議長 | 振込予告の確認用紙が届かないトラブルも2、3件あった。 今後相談をしていく。 |
| 9番委員 | 総会の資料の保存と処分 |
| 事務局 | 5年間保存となっている。局長の任期の間もっておいてください。 |
| 9番委員 | 処分はどうしたらいいですか |
| 事務局 | リサイクルに出さず燃えるごみに出してください。 |
| 9番委員 | 行政文書でいい加減に処理してはいけないのでは。 |
| 事務局 | シュレッダーにかけて処分するのが一番好ましい。 行政では、特別便で送って捨てている。 |
| 9番委員 | 破って捨てるより回収をしての処分がいいのでは。 12月の末に持ってきていただければ処分をする。 12月の総会の時にまたお知らせする。 |
| 9番委員 | よければその方向でお願いします。 |
| 議長 | よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第2回総会を閉会いたします。 |

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 4 番委員

5 番委員

(会議書記) 事務局職員

